

広島市文化交流会館に係る指定管理者候補者の選定について

広島市文化交流会館について、次のとおり指定管理者候補者を選定した。

1 施設の概要

- (1) 所在地
広島市中区加古町3番3号
- (2) 設置目的
文化に関する鑑賞、活動等の場を提供することにより、市民文化の向上及び交流の促進を図ることを目的とする。

2 募集の概要

- (1) 募集期間
令和6年7月12日～令和6年9月30日
- (2) 申請者 1団体
広島アートウインド運営企業体（東京都新宿区西新宿三丁目2番26号）

3 市民局指定管理者指定審議会（文化施設審査部会）委員

役職	職名	氏名
部会長	市民局長	村上 慎一郎
委員	市民局次長	中谷 満美子
委員	市民局文化スポーツ部長	光田 直史
委員	税理士	砂村 忠男
委員	広島市立大学 国際学部教授	金谷 信子
委員	県立広島大学大学院 経営管理研究科教授	百武 ひろ子

4 審査の概要

- (1) 審査の方式
市民局指定管理者指定審議会において、指定管理者候補者の選定を行った。
審査は、書類及び面接により、各委員が評定を行い、指定管理者候補者として選定した。
- (2) 評価基準
評価項目

評 価 項 目
【1 市民の平等利用を確保することができること。】 〔評価のポイント〕 ① 利用者の平等かつ公平な利用を確保するための方策等が、条例、規則等に沿った適切なものとなっているか。 ② 障害者や高齢者などの施設の利用に当たっての合理的配慮について、どのような方策がとられているか。
【2 施設効用が最大限に発揮されること。】 〔評価のポイント〕 ① 事業計画書が施設の設置目的に沿ったものになっているか。 ② 施設の利用促進に係る基準値が達成されるものになっているか。 ③ 利用者に対するサービスの向上を図れるものになっているか。 ④ 利用料金の設定等は、利用者サービスを考慮したものになっているか。
【3 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有していると認められること。】 〔評価のポイント〕 ① 団体の経営は安定しているか。 ② 本市が提示した適正な管理の実施が確保されるようになっているか。 ③ 個人情報等の管理体制は適正か。 ④ 緊急事態等に対応可能な体制になっているか。 ⑤ サービス内容や利用実態に関する実績が適切であるか。

- ① 提案額が下限額を下回る場合は、０点とする。
- ② 提案額が上限額を上回る場合は、調査の結果、業務が適正に履行されないおそれがあると認められるときは０点とし、適正に履行されると認められるときは満点（１５点）とする。
- ③ 上記①、②以外の場合は、次の算式により採点する。ただし、その数値が１未満の場合は１点とする。

$$\left[\frac{\text{提案額} - \text{下限額}}{\text{上限額} - \text{下限額}} \times 15 \text{点} \right]$$

小数点第2位を四捨五入

5 審查結果

申 請 者	広島アートウインド運営企業体
評 価 項 目 1	適
評 価 項 目 2	適
評 価 項 目 3	適
評 価 項 目 4	適
◎ 納付下限額 5, 210万2千円 ◎ 納付提案額 5, 225万円	

参 考

＜指定管理者候補者となった広島アートウィンド運営企業体の取組状況＞

加減点項目			取組状況		
			(A)	(B)	(C)
障害者雇用率の達成	① 障害者雇用率【法定雇用率（2.5％）】		2.21％※ （障害者の雇用義務有り）	1.49％ （障害者の雇用義務有り）	0.00％ （障害者の雇用義務有り）
	② 過去2年度分の障害者雇用納付金を1年度分でも過去に滞納していた場合		非該当	非該当	非該当
環境問題への配慮	ISO 14001 若しくは ISO 14005 又はエコアクション21の取得		無	無	無
男女共同参画・子育て支援の推進	① 次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定		策定済 （策定義務有り）	策定済 （策定義務有り）	策定済 （策定努力義務有り）
	② 次世代育成支援対策推進法に基づく認定		無	無	無
	③ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「一般事業主行動計画」の策定		策定済 （策定義務有り）	策定済 （策定義務有り）	策定済 （策定努力義務有り）
	④ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定		無	無	無
地域貢献度	① 広島市内に、	本店がある場合	—	該当	—
		本店がなく支店がある場合	—	—	—
		その他事業所等がある場合	該当	—	—
	② 本施設の従事のうち市内在住者の割合が、	8割以上の場合	該当		
		5割以上で8割未満の場合	—		
		2割以上で5割未満の場合	—		

※ 法定雇用障害者数は達成している。